

銀行との契約締結に関する公表

当社は、銀行法第2条第21項第1号に定める電子決済等代行業務を行うにあたり、当該業務に係る預金者の口座が開設されている以下の銀行との間で、銀行法第52条の61の10第1項に基づき契約(本契約)を締結いたしました。つきましては、同条第3項に基づき、本契約の内容(同条第2項各号に規定される事項)を以下のとおり公表いたします。

契約締結先銀行 株式会社三菱 UFJ銀行

契約内容

1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害の賠償に係る事項

当社が提供する電子決済等代行業務に関し、不正アクセスや事故等により利用者へ損害が生じた場合、当社がその損害を補償(賠償)する責任を負います。ただし、不正アクセスや事故等が銀行の責めに期すべき事由により発生した場合には、銀行と当社は、当社の銀行に対する求償について協議します。

2. 電子決済等代行業者における利用者情報の適正な取扱い及び安全管理に係る事項

(1) 利用者情報の取扱い及び守秘義務 当社は、本契約に基づき知り得た銀行及び利用者の機密情報(利用者情報を含みます。)を厳重に保護し、本契約の目的以外に使用又は開示いたしません。情報漏洩が発生した場合は、速やかに応急措置を講じるとともに、銀行へ報告します。

(2) 安全管理措置 当社は、電子決済等代行業務の適正な遂行のため、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正侵入又は情報漏洩等を防止するために必要な安全対策を実施する義務を負います。

(3) 銀行による停止措置等 銀行は、不正アクセス等が発生した場合、又は当社情報セキュリティ若しくはサービス遂行状況について、銀行が要請した報告や立入り監査の結果、改善が必要と認められた場合には、当社に対し BizSTATION(銀行のインターネットバンキング)の使用停止を請求し、又は停止する権利を有します。

3. 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の適正な取扱い及び安全管理に係る事項

当社は、電子決済等代行業再委託者への利用者情報の提供を行っておりません。
(なお、本契約には、電子決済等代行業再委託者の利用者情報の取扱いと安全管理に関する義務付けが定められており、その義務違反があった場合、銀行は当社に対しBizSTATION(銀行のインターネットバンキング)使用を停止できることが規定されています。)

以 上